

## 寄附金等取扱規則

### (目的)

第1条 この規則は、一般社団法人しなの中小法人サポートセンター（以下「しなのサポート」という）が寄附者から金銭その他の財産（以下「寄附金等」という）の給付を受ける場合の取扱いについて定め、もって財産の適正な管理等に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この規則において寄附金とは、寄附者がしなのサポートが行う公益目的事業等に要する経費に充てるため、反対給付を受けることなく給付する金銭をいう。

2 この規則においてその他の財産とは、寄附者がしなのサポートの行う公益目的事業等の実施に使用するため、反対給付を受けることなく給付する物品、固定資産等で金銭以外のものをいう。

### (寄附の申入れ)

第3条 寄附者からしなのサポートに対し寄附の申入れがあったときは、寄附内容を確認しなければならない。

2 前項の寄附の申入れを受ける場合には、理事会の承認を受けなければならない。

3 寄附の申入れを受けることとなったときは、寄附者から書面により寄附の申入れを受けるものとする。

4 寄附金等を受領したときは、寄附者に対し受領書を発行する。

### (寄附金等の事務処理)

第4条 寄附金等をしなのサポートの基本財産として扱う場合には、理事会の決議を経なければならない。

2 寄附者から用途が指定されている場合には、その意思に沿った取扱いをしなければならない。

3 寄附された固定資産については、適正な評価額により固定資産に計上するとともに、財産管理台帳等に登載することを要する。

### (補足)

第5条 この規則に定めるもののほか、寄附金等に関して必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則：この規則は、平成22年10月2日から施行する。